

公表日 令和7年7月14日

入札情報

R 7 - 公募型指名競争入札 第 T-1 号	土地改良課
----------------------------	-------

次により、公募型指名競争入札を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則（※）、高松市契約事務処理要綱（※）、高松市公募型指名競争入札試行要領（※）、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、入札参加希望者は必要書類を提出期限までにFAXにて送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAXの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、FAXが不都合な場合は、持参も可とします。

* 契約監理課発注の場合と、受付場所が異なりますので、御注意ください。

公募型指名競争入札の解説など

- ・ 入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・ 上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」>「入札・契約情報」>「契約監理課ホームページ」の「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・ 入札参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和7年7月18日(金)15:00までに土地改良課に提出する必要があります。御注意ください。

1 入札に付する事務	高松市地籍調査事業（C、FⅠ、FⅡ-1、FⅡ-2、G、H工程）業務委託（香川町東谷地区）
2 履行場所	高松市香川町東谷地区（落合・額谷）
3 業務の種類	土木関係建設コンサルタント
4 業務概要	国土調査法に基づく地籍調査業務（測量業務0.67k㎡、地籍図作成0.56k㎡）
5 履行期間	契約締結日から令和8年3月23日（月）
6 予定価格 （税抜き価格）	¥21,400,000-
7 最低制限価格 （税抜き価格）	設定しない
8 業務の保証期間	完了の日から向3年間
9 入札保証金	要しない

10 契約保証金	要する(ただし、契約金額の10/100以上の額とする。)
11 支払い条件	(1) 前金払い 無し (2) 部分払い 無し (3) 完了払い 有り
12 入札参加条件	(1) 申請日現在、当該業種において、高松市の測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登載されて連続して2年を経過していること。 (2) 過去15年以内に元請として完了した、次の履行実績を有すること。 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査業務(C、D、FⅠ、FⅡ-1、FⅡ-2、G、H工程(各工程のうち1工程のみの実績も可))で、契約金額1,427万円以上の履行実績(香川県内の地方公共団体が発注したものに限る。)を有すること(この契約金額(設計変更は変更後金額)は、消費税及び地方消費税を除いた金額をいう。) (3) 高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 本業務に従事する管理技術者(自社職員に限る)は、地籍調査業務に従事した実務経験を有し、次の①又は②の資格を有する者を専任で配置できること。 ① 測量法(昭和24年法律第188号)第49条の規定に基づく測量士の登録を受けていること。 ② 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。 ア 地籍調査管理技術者又は地籍主任調査員の資格を有していること。 イ 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づく土地家屋調査士の登録を受けていること。 なお、上記(2)及び(4)の条件を満たすことを確認するため、13 入札参加申請で求める実績調書に、次の書類の写しを添付すること。 (ア) (2)を満たす地籍調査業務の契約書類又はテクリス登録内容確認書 (イ) (4)を満たす実務資格及び雇用を証する書類 (5) 入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
13 入札参加申請	入札参加を希望する者は、参加申請書及び実績調書(指定様式)に12 入札参加条件(2)及び(4)を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、FAX又は持参すること。(申請受付FAX番号 087-839-2430) 受信確認のため、FAX送信後、送信した旨の連絡を14 参加申請書提出期間中の市の執務時間中(午前8時30分

		ら午後 5 時 15 分まで) に電話連絡すること。(電話番号 087-839-2436) ※ 契約監理課発注の場合と F A X 番号が異なりますので御注意ください。
14	参加申請書 提出期間	令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) から 7 月 1 8 日 (金) 午後 3 時まで必着
15	指名 (非指名) 通知	(1) 入札参加資格の有無について令和 7 年 7 月 2 3 日 (水) までに F A X にて連絡する。 (2) 指名した者には、入札通知書を送信し、指名しなかった者には、その理由を送信する。
16	現場説明	実施しない。なお、設計図書については、このページを開く画面から閲覧及びダウンロードができます。
17	質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和 7 年 7 月 2 2 日 (火) 正午までに質問書(指定様式)を土地改良課地籍調査室に F A X で提出すること。 質問受付 F A X 番号 087 - 839 - 2430 (2) 質問書受領後、速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及びこれに対する回答が閲覧に供された場合は、仕様書及び設計図書等同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 閲覧期間 令和 7 年 7 月 2 3 日 (水) から 令和 7 年 7 月 2 9 日 (火) まで (市役所閉庁日を除く。) イ 閲覧時間 午前 9 時から正午まで及び 午後 1 時から午後 5 時まで (閲覧初日に限り、午後 1 時までに閲覧開始) ウ 閲覧場所 創造都市推進局産業経済部 土地改良課地籍調査室 (市役所 5 階)
18	入札及 び開札	日時 令和 7 年 7 月 2 9 日 (火) 午後 3 時 30 分 場所 高松市役所 1 2 階 1 2 1 会議室
19	再度入札	無
20	問合せ先	高松市 創造都市推進局 産業経済部 土地改良課 地籍調査室 電話番号 (087) 839-2436 F A X 番号 (087) 839-2430

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
 - (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4並びに「入札参加者の心得」による。
 - (3) 開札は、入札後即時行う。
 - (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
 - (6) 契約保証金は次に定めるところによる。
 - ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
 - イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
 - ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
- (参考)

高松市契約規則（抄）

（契約保証金の減免）

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他[予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号](#)の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5)、(6)、(7)、(8) は略する。
- (9) 契約者が連帯保証人を立てたとき。
- (10) (略)

- (7) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (8) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。

- (9) 落札者が契約締結日までの間において**高松市指名停止等措置要綱**による指名停止をされた場合は、契約を締結しないことがある。
- (10) (9)により契約を締結しないこととした場合は、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (11) 契約書は、別途指定する期限までに土地改良課に提出すること。
- (12) 本文書に明記のない条件等については、契約監理課発注案件に係る高松市公募型指名競争入札実施マニュアルの8(1)及び8-2に準ずる。この場合において、同マニュアル8-2中「苦情及び再苦情」とあるのは、「苦情」と読み替えるものとする。
- (13) 入札参加者が1者であったとき又は辞退等により入札参加者が1者となったときは、入札の執行を取りやめる。
- (14) (13)のほか、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【建設工事等からの暴力団等の排除対策について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する建設工事及び物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページの「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」を御参照ください。

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます

（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局 コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や

1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- (6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すると。
- (7) (1)から(6)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。